

小田原市環境配慮契約の推進に関する基本方針

1 目的

この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）（環境配慮契約法）第 11 条第 1 項に基づき、本市において温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図るため、定めるものである。

2 意義

地球温暖化や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による環境問題の解決のためには、あらゆる分野において温室効果ガス等、環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図る必要があり、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することは、大変重要である。

市は、地域における様々な施策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、製品やサービスの購入・使用、建築物の建築・維持管理など、事業者及び消費者の両側面を有していることから、地域において経済活動の主体として大きな位置を占めている。そのため、市自らが環境配慮契約を率先して行うことは、市の事務事業から排出される温室効果ガス等の削減だけでなく、温室効果ガスの排出がより少ない製品等の普及など、地域の市場への波及効果も大きい。

そこで、市が率先して環境配慮契約を推進することで、地域全体へ普及していくものとする。

3 対象範囲

市が行う契約を対象とする。

4 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

対象とする契約を行う場合は、次の（１）～（３）に示す基本的考え方により行うこととする。

（１）契約内容（事業）に求める事項

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して環境配慮契約を行うことにより、環境に配慮した物品や役務などが市場において一層普及していくことにつながることを期待される。このため、特に温室効果ガス等の排出削減に資する契約について「重点的に配慮すべき契約」として定めるとともに、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努める。

（２）契約相手（事業者）に求める事項

環境負荷の軽減を図るため、事業者自らが事業活動全体の環境配慮を推進することは重要であり、事業者による環境マネジメントシステム等の構築等は、事業活動を環境に配慮したものとするために効果的な手法である。このため、これらに該当する事業者については、契約相手（事業者）の選定において一定の条件のもと優先するよう努める。

（３）契約執行の確保

調達にあたっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、契約に係る情報の公開に努める。その際は、市内中小企業への優先発注、公正な競争の確保など、他の行政目的との調和に努めるものとし、予算超過や事業者不在等に

よる業務自体の執行ができないことは避けるものとする。

5 重点的に配慮すべき契約

- (1) 電気の供給を受ける契約
- (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約
- (3) 施設・設備の改修
- (4) 建築物に関する契約

6 重点的に配慮すべき契約の基本的考え方

- (1) 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約については、温室効果ガス等の排出削減など、環境に配慮した小売電気事業者と契約するよう努めるものとし、入札を行う場合は、「小田原市電力の調達に係る環境配慮要領」に基づき行う。

- (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

「小田原市グリーン購入推進ガイドライン」を遵守し、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を優先して調達する。

- (3) 施設・設備の改修

施設・設備の改修にあたっては、省エネルギー化に努める。あわせて、事業規模やエネルギー消費量の削減割合、費用面等から ESCO 事業（※）導入を検討するなど、民間のノウハウの活用に努める。

※ESCO 事業

省エネルギー改修に関する包括的なサービス（省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達等）を光熱水費等の削減分で賄う事業

- (4) 建築物に関する契約 設計・維持管理・改修

ア 建築物の設計に係る契約

- (ア) 太陽光発電設備等の設置及び小田原産木材の利用

建築物の設計に関する契約については、別に定める「小田原市公共施設等における脱炭素化の取組方針」及び「小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針」に基づき、太陽光発電設備の設置や小田原産木材等の利用等について促進する。

- (イ) プロポーザル方式による技術提案

プロポーザル方式により設計者を選定する場合には、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容として、次に示すテーマの例を参考に技術提案を求めるよう努める。

ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほか、効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては、その実現にできる限り努める。

＜技術提案のテーマ例＞

- ・環境及び省エネルギーに配慮した設計について
- ・再生可能エネルギーの活用と二酸化炭素排出量削減について
- ・施設の特性を考慮した効果的な環境負荷低減に関する提案

イ 建築物の維持管理に係る契約

建築物の維持管理に係る契約においては、電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務及びエレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務（単独またはこれら業務のいずれかを含む複数業務を包括して発注する場合）を主な対象とし、「小田原市グリーン購入推進ガイドライン」に定める「庁舎管理」に係る判断の基準により行うよう努める。

7 環境認証を受けている事業者の推奨

対象とする契約のうち、プロポーザル方式により事業者を選定する場合には、事業者を選定する際の選定条件や評価項目の一つとして、事業所において使用する電力がすべて再エネ電力である認証（小田原市再エネ電力使用事業所登録制度における達成事業所登録証等）、事業者の環境マネジメントシステム認証（ISO14001、エコアクション 21 等）等の取得の有無を定めるよう努める。ただし、具体的な選定方法検討に当たっては、原則複数の事業者の参入が可能となるよう、公正な競争を確保するものとする。

8 方針の見直し等

本市における環境配慮契約締結の実施状況等を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを行う。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

本方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。